

藤沢市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の全部改正に  
ついて

藤沢市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例の全部を次のように改正  
する。

2017年（平成29年）2月16日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市農業委員会の委員及び藤沢市農地利用最適化推進委員の定数を  
定める条例

藤沢市農業委員会の選挙による委員の定数を定める条例(平成10年藤沢市条例  
第12号)の全部を改正する。

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第  
8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、藤沢市農業委員会の委員及び  
藤沢市農地利用最適化推進委員の定数を定めるものとする。

(農業委員会の委員の定数)

第2条 藤沢市農業委員会の委員の定数は、14人とする。

(農地利用最適化推進委員の定数)

第3条 藤沢市農地利用最適化推進委員の定数は、11人とする。

附 則

この条例は、平成29年7月20日から施行する。

## 提案理由

この条例を提出したのは、農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、農業委員会委員の定数を変更し、及び農地利用最適化推進委員の定数を定める必要による。